

財政健全化計画の平成 23 年度実施状況

(北海道虻田郡洞爺湖町)

第 1 具体的な措置の実施状況

1 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未滿とするための方策

平成 21 年度を計画初年度とし、実質公債費比率等を早期健全化基準未滿に改善するために、新規又は追加して行う方策のうち、平成 23 年度に実施した方策の実施状況は以下のとおりである。

(1) 給与の独自削減の拡大

特別職の給与削減

平成 22 年度に引き続き、平成 21 年度に実施していた給与の 18.2%の独自削減の削減率を 30.4%に拡大し、削減を実施した。

一般職の給与削減

平成 22 年度に引き続き、平成 21 年度に実施していた給与の 9.2%の独自削減の削減率を 14.6%に拡大し、削減を実施した。

(2) 議員報酬の削減の検討 (議員期末手当の削減)

議員報酬については、財政健全化の支援として議会が自主的に平成 19 年度から期末手当の 20%削減を実施しているが、平成 22 年度に引き続き、更に報酬と期末手当の総額の 10%相当額を期末手当から削減した。

(3) 農業委員会委員定数の見直し (農業委員会委員定数の削減)

平成 22 年の改選から委員定数を 3 名削減した。

改選前 17 人 改選後 14 人

(4) 普通建設事業の抑制

経済対策事業等により住民生活に必要な普通建設事業を実施したが、引き続き実施事業の抑制とあわせ補助金等の活用により一般財源による支出を抑制した。

(5) 遊休財産等の処分

未利用の町有地を売却した。

(6) 内部管理経費等の縮減

事務機器利用を統合すること等により、引き続き経費削減を実施した。

(7) 補助金等の整理合理化

平成 22 年度に実施した支出根拠並びに効果、受益度等の「補助金等の見直し基準」に照らし合わせたゼロベースからの見直しに基づき、廃止・抑制等を継続した。

(8) 町税等の歳入確保と負担の適正化

受益者負担の適正化

(ア) 保育料の改正

平成 22 年 4 月の改正に基づき、平成 22 年度より引き続き実施。

(保育料基準及び徴収基準の見直し。開所時間設定による延長保育料の廃止。第 3 子以降の保育料の免除。)

(イ) 公共施設の減免規定の改正、学校開放事業の有料化

平成 23 年 1 月の改正に基づき、平成 22 年度より引き続き実施。

(社会教育施設使用料(減免規定を含む。))の改定。社会福祉施設の減免規定の見直し。学校開放施設の利用者負担の実施。)

(ウ) 高齢者入浴助成事業利用者負担金の改正

平成 21 年 10 月の改正に基づき、平成 21 年度より引き続き実施。

改定前 100 円 改定後 150 円

(エ) 一般入浴助成事業の使用料改正

平成 21 年 10 月の改正に基づき、平成 21 年度より引き続き実施。

改定前 入浴券 370 円 民間入浴施設の一部負担 0 円

改定後 入浴券 420 円 民間入浴施設の一部負担 20 円

(9) 繰上償還の実施

後年度の財政負担の軽減と、実質公債費比率の低減を図るため、平成 21 年度、平成 22 年度に加え、更に繰上償還を実施した。

(10) 公営企業会計等の経営の健全化

一般職の給与削減

一般会計の一般職の給与の削減率と同様に、平成 22 年度に引き続き、平成 21 年度に実施していた 9.2%の独自削減の削減率を 14.6%に拡大し、削減を実施した。

国民健康保険税の不均一税率の統一化

税率改定により平成 23 年度に国民健康保険税の税率を統一したが、旧町村間の税率の格差は大きく、引き上げとなる地区の負担軽減を図った結果、課税客体となる世帯が多い地区に税率が引き下がる結果となった。

内部管理経費の削減

平成 22 年度に実施した国民健康保険特別会計の納税貯蓄組合への補助金及び徴収員の廃止を継続した。

2 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未達とするための方策のうち引き続き実施を検討するもの

(1) 高齢者交通費助成事業の有料化

平成 23 年度からの実施予定だったが、利用実態調査の結果等をふまえ、具体的な事項についての検討が不十分であることから引き続き検討する。

(2) 公共施設の統廃合等

入浴施設「松の湯」の廃止

利用者を対象としたアンケート調査の結果等をふまえ、平成 23 年度末で廃止及びバス運行による代替を実施することを決定した。

備考 別記第 2 号様式「第 4 一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復するための方策」、「第 5 連結実質赤字比率等を早期健全化基準未達とするための方策」に準じて作成すること。

第 2 歳入及び歳出に関する計画の実施状況

財政健全化計画における平成 23 年度中の効果計画額と実績額との比較

(単位：百万円)

項 目	効 果 額	
	計 画 額	実 績 額
給与の独自削減の拡大		
(1) 特別職の給与削減	7	5
(2) 一般職の給与削減	78	85
議員報酬の削減の検討	-	3
農業委員会委員定数の見直し	-	1

普通建設事業の抑制	1 0	4 9
遊休財産等の処分	2 1	0
内部管理経費等の縮減	2	2
補助金等の整理合理化	3	8
町税等の歳入確保と負担の適正化		
（１）町有林の管理・活用	1	2
（２）受益者負担の適正化		
ア 高齢者入浴事業利用者負担の改正	2	3
イ 一般入浴事業の使用料の改正	1	1
ウ 公共施設の減免規定の改正、 学校開放事業の有料化	1	1
エ 保育料の改正	1	1
オ 高齢者交通費助成事業の有料化	1	-
繰上償還の実施 （平成 21、22 年度繰上償還分）	-	1 0 4
公営企業会計等の経営の健全化		
（１）各特別会計の一般職の給与削減	7	8
（２）国民健康保険税の不均一税率の改正	1 2	0
（３）国民健康保険会計による内部管理経 費の削減	2	2
合 計	1 4 9	2 7 5

計画額の - は効果額が計上されていないものを表している。

実績額の 0 は実施したが効果額が 1 百万未満又は 0 のものを表し、- は未実施のものを表している。

備考 別記第 2 号様式「第 6 各年度ごとの第 4 又は第 5 の方策に係る歳入及び歳出に関する計画」の実施状況を記載すること。

第 3 健全化判断比率の状況

（単位：％）

年 度 健全化判断比率	計画初 年度の 前年度	計画初年度 （平成 21 年度）		第 2 年度 （平成 22 年度）		第 3 年度 （平成 23 年度） 完了年度	
	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
実 質 赤 字 比 率	- (15.00)	- (15.00)	- (14.98)	- (15.00)	- (14.87)	- (15.00)	- (15.00)
連結実質赤字比率	- (20.00)	- (20.00)	- (19.98)	- (20.00)	- (19.87)	- (20.00)	- (20.00)
実 質 公 債 費 比 率	29.8 (25.0)	28.5 (25.0)	28.3 (25.0)	27.3 (25.0)	25.5 (25.0)	25.2 (25.0)	22.0 (25.0)
将 来 負 担 比 率	240.3 (350.0)	212.1 (350.0)	198.4 (350.0)	221.7 (350.0)	155.8 (350.0)	212.5 (350.0)	145.2 (350.0)

備考 計画初年度の前年度から実施状況を報告する年度までは、当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載すること。

計画第3年度における健全化判断比率の内容

(1) 実質赤字比率

一般会計では、町税の減収はあったものの歳入では普通交付税等の増、歳出では繰上償還などによる公債費の減により収支の均衡を図ることができたことから、計画と同様、実質赤字比率は発生していない。

(2) 連結実質赤字比率

連結対象となる公共下水道事業特別会計で平成21年度に発生した歳入不足額を、平成23年度において一般会計からの繰出で解消した。また、他の連結対象となる会計においても、実質収支が黒字となっていることから、計画と同様、連結実質赤字比率は発生していない。

(3) 実質公債費比率

公共下水道事業特別会計の資金不足を一般会計からの繰出で解消したことなどから、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還財源に充てたと認められる繰入金が増加したが、充当特定財源の増や前年度の繰上償還に伴う元利償還金の減に加え、標準財政規模の増などにより、実質公債費比率が計画上の数値より良い結果となった。

(4) 将来負担比率

将来負担額では、繰上償還による地方債残高の減少、公共下水道事業特別会計に対する公営企業債等繰入見込額の減などにより計画額を上回る減となり、充当可能財源等では、充当可能基金及び充当可能特定歳入などで計画額を上回る増となった。この結果、将来負担比率は、計画上の数値より良い結果となった。

第4 その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況

1 検討事項のうち引き続き実施を検討するもの

(1) 保育所の統合の検討

平成21年度における「洞爺湖町保育料等検討委員会」の「施設のあり方」についての報告を受け、将来の統合に向けて保護者等との十分な議論を行いながら引き続き検討する。

(2) 町立洞爺高校のあり方についての検討

地域住民及び保護者等の意見集約を図るなど、引き続き検討する。